第４９号議案

八王子市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成３０年２月２６日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

八王子市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成２６年八王子市条例第５９号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
目次 第１章・第２章　（略） 第３章　介護予防訪問入浴介護 第１節～第５節　（略） 第６節　基準該当**介護予防サービス**に関する基準（第５９条―第６２条） 第４章～第８章　（略） 第９章　介護予防短期入所生活介護 第１節～第６節　（略） **第７節　共生型介護予防サービスに関す**	目次 第１章・第２章　（略） 第３章　介護予防訪問入浴介護 第１節～第５節　（略） 第６節　基準該当**介護予防訪問入浴介護**に関する基準（第５９条―第６２条） 第４章～第８章　（略） 第９章　介護予防短期入所生活介護 第１節～第６節　（略）

る基準（第１６４条の２・第１６４条の３） **第８節**　基準該当**介護予防サービス**に関する基準（第１６５条―第１７１条） 第１０章・第１１章　（略） 第１２章　介護予防福祉用具貸与 第１節～第５節　（略） 第６節　基準該当**介護予防サービス**に関する基準（第２５２条・第２５３条） 第１３章・第１４章　（略） 附則	**第７節**　基準該当**介護予防短期入所生活介護**に関する基準（第１６５条―第１７１条） 第１０章・第１１章　（略） 第１２章　介護予防福祉用具貸与 第１節～第５節　（略） 第６節　基準該当**介護予防福祉用具貸与**に関する基準（第２５２条・第２５３条） 第１３章・第１４章　（略） 附則
（趣旨） 第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第５４条第１項第２号**、第１１５条の２の２第１項第１号及び第２号**並びに第１１５条の４第１項及び第２項の規定に基づき、八王子市における指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第５４条第１項第２号並びに第１１５条の４第１項及び第２項の規定に基づき、八王子市における指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ⑴～⑹　（略） **⑺　共生型介護予防サービス　法第１１５条の２の２第１項の申請に係る法第５３条第１項本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。** ⑻　（略） ２　（略）	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ⑴～⑹　（略） ⑺　（略） ２　（略）
第６節　基準該当**介護予防サービス**に関する基準	第６節　基準該当**介護予防訪問入浴介護**に関する基準
（従業者の配置の基準） 第７９条　指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる**次に掲げる従業者を市規則で定める基準により**	（従業者の配置の基準） 第７９条　指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる**理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下**

置かなければならない。 (1)　医師 (2)　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 ２　（略） （設備及び備品等） 第８０条　指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院において、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 ２　（略） （準用） 第８４条　第５１条、第５２条の２から第５２条の８まで、第５２条の１０から第５２条の１４まで、第５３条の２、第５３条の３、第５４条の２から第５４条の４まで、第５４条の６から第５４条の１０まで及び第６９条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第５２条の２及び第５２条の３第１項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第５２条の８中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第５２条の１３、第５４条の２第１項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第５４条の２第２項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第５４条の３第１項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。 （基本方針） 第８７条　指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導（以下「指定介護予防居宅療養管理指導」という。）の事業は、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理	この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）を置かなければならない。 ２　（略） （設備及び備品等） 第８０条　指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設において、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 ２　（略） （準用） 第８４条　第５１条、第５２条の２から第５２条の８まで、第５２条の１０から第５２条の１４まで、第５３条の２、第５３条の３、第５４条の２から第５４条の４まで、第５４条の６から第５４条の１０まで及び第６９条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第５２条の２及び第５２条の３第１項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第５２条の８中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第５２条の１３、第５４条の２第１項及び第５４条の３第１項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。 （基本方針） 第８７条　指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導（以下「指定介護予防居宅療養管理指導」という。）の事業は、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理

指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、居宅を訪問して、心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	**指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）**、歯科衛生士（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、居宅を訪問して、心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。
（従業者の配置の基準） 第８８条　指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定介護予防居宅療養管理指導事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める従業者（以下「介護予防居宅療養管理指導従業者」という。）を、市規則で定める基準により置かなければならない。 ⑴　病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 ア　（略） イ　薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士 ⑵　（略）	（従業者の配置の基準） 第８８条　指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定介護予防居宅療養管理指導事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める従業者（以下「介護予防居宅療養管理指導従業者」という。）を、市規則で定める基準により置かなければならない。 ⑴　病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 ア　（略） イ　薬剤師**、看護職員**、歯科衛生士又は管理栄養士 ⑵　（略） **⑶　指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等基準条例第６４条第１項に規定する指定訪問看護ステーションをいう。）及び指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下この章において同じ。）である指定介護予防居宅療養管理指導事業所看護職員**
２　（略）	２　（略）
（設備及び備品等） 第８９条　指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所**又は薬局**であって、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有するほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	（設備及び備品等） 第８９条　指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所**、薬局又は指定訪問看護ステーション等**であって、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有するほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を

	備えなければならない。
２　（略）	２　（略）
（運営規程） 第９０条　指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、各指定介護予防居宅療養管理指導事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。 ⑴～⑷　（略） **⑸　通常の事業の実施地域（当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所が通常時に指定介護予防居宅療養管理指導を提供する地域をいう。）** ⑹　（略）	（運営規程） 第９０条　指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、各指定介護予防居宅療養管理指導事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。 ⑴～⑷　（略） ⑸　（略）
（準用） 第９３条　第５１条、第５２条の２から第５２条の８まで、第５２条の１１、第５２条の１３、第５２条の１４、第５３条の２、第５３条の３、第５４条の２から第５４条の４まで、第５４条の６から第５４条の１０まで及び第６９条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第５２条の２及び第５２条の３第１項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第５２条の８中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第５２条の１３中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第５４条の２第１項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」**と、同条第２項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第５４条の３第１項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」**と読み替えるものとする。	（準用） 第９３条　第５１条、第５２条の２から第５２条の８まで、第５２条の１１、第５２条の１３、第５２条の１４、第５３条の２、第５３条の３、第５４条の２から第５４条の４まで、第５４条の６から第５４条の１０まで及び第６９条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第５２条の２及び第５２条の３第１項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第５２条の８中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第５２条の１３中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第５４条の２第１項**及び第５４条の３第１項**中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。
（指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針） 第９５条　（略） ２　（略）	（指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針） 第９５条　（略） ２　（略） **３　看護職員の行う指定介護予防居宅療養管理指導の具体的な取扱いは、第８７条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取**

扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。

(1)　介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。

(2)　利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、指導又は助言を行うこと。

(3)　提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成し、医師又は介護予防支援事業者等に報告すること。

第７節　共生型介護予防サービスに関する基準

（共生型介護予防短期入所生活介護の基準）

第１６４条の２　介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス（以下この条及び次条において「共生型介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成２６年八王子市条例第４７号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第１０１条に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第２９条第１項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準条例第９７条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所において指定短期入所を提供する事業者に限る。）は、当該事業に関して市規則で定める基準を満たさなければならない。

（準用）

第１６４条の３　第５１条、第５２条の４から第５２条の８まで、第５２条の１０、第５２条の１１、第５２条の１４、第５３条の２、第５３条の３、第５４条の３から第

５４条の１０まで、第１２０条の２、第１２１条、第１２１条の２、第１２８条及び第１３０条並びに第４節（第１４２条を除く。）及び第５節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第５４条の３第１項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第１２０条の２第３項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第１３５条第１項及び第１３８条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第１４１条第２項第２号中「次条において準用する第５２条の１４第２項」とあるのは「第５２条の１４第２項」と、同項第４号中「次条において準用する第５３条の３」とあるのは「第５３条の３」と、同項第５号中「次条において準用する第５４条の７第２項」とあるのは「第５４条の７第２項」と、同項第６号中「次条において準用する第５４条の９第１項」とあるのは「第５４条の９第１項」と読み替えるものとする。	
第８節　基準該当**介護予防サービス**に関する基準	**第７節**　基準該当**介護予防短期入所生活介護**に関する基準
（従業者の配置の基準） 第１７３条　指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）を市規則で定める基準により置かなければならない。 ⑴～⑷　（略） **⑸　介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所　当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士**	（従業者の配置の基準） 第１７３条　指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）を市規則で定める基準により置かなければならない。 ⑴～⑷　（略）

２　（略） （設備） 第１７４条　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を設けなければならない。 ⑴～⑶　（略） ⑷　診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所　指定介護予防短期入所療養介護を提供する市規則で定める床面積を有する病室、浴室及び機能訓練を行うための場所 **⑸　介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所　法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（八王子市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成３０年八王子市条例第　　号）第４２条に規定するユニット型介護医療院をいう。第１９１条において同じ。）に関するものを除く。）**	２　（略） （設備） 第１７４条　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を設けなければならない。 ⑴～⑶　（略） ⑷　診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所　指定介護予防短期入所療養介護を提供する市規則で定める床面積を有する病室**並びに食堂**、浴室及び機能訓練を行うための場所
２・３　（略） （対象者） 第１７６条　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設**若しくは介護医療院**の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等一部改正法附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。第２３８条において「政令」という。）第４条第２項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。 （設備）	２・３　（略） （対象者） 第１７６条　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等一部改正法附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。第２３８条において「政令」という。）第４条第２項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。 （設備）

第１９１条　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）は、次の各号に掲げる当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を設けなければならない。 ⑴～⑷　（略） **⑸　介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所　法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）** ２　（略）	第１９１条　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）は、次の各号に掲げる当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を設けなければならない。 ⑴～⑷　（略） ２　（略）
（身体的拘束等の禁止） 第２１２条　（略） ２　（略） **３　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。** **⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。** **⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。** **⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。**	（身体的拘束等の禁止） 第２１２条　（略） ２　（略）
（指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針） 第２５０条　指定介護予防福祉用具貸与の具体的な取扱いは、第２３７条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。 ⑴　主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達、サービス担当者会議を通じること等の方法により、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境等日常生活全般の状況を把握し、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、利用者に目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料**、全国平均貸与**	（指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針） 第２５０条　指定介護予防福祉用具貸与の具体的な取扱いは、第２３７条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。 ⑴　主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達、サービス担当者会議を通じること等の方法により、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境等日常生活全般の状況を把握し、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、利用者に目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報

価格等に関する情報を提供し、当該利用者から個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ること。 ⑵～⑸　（略） **⑹　指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供すること。**	を提供し、当該利用者から個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ること。 ⑵～⑸　（略）
（介護予防福祉用具貸与計画の作成） 第２５１条　（略） ２・３　（略） ４　福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際には、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者**及び当該利用者に係る介護支援専門員**に交付しなければならない。 ５～８　（略）	（介護予防福祉用具貸与計画の作成） 第２５１条　（略） ２・３　（略） ４　福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際には、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。 ５～８　（略）
第６節　基準該当**介護予防サービス**に関する基準	第６節　基準該当**介護予防福祉用具貸与**に関する基準
（準用） 第２６２条　第５１条、第５２条の３から第５２条の９まで、第５２条の１１から第５２条の１３まで、第５３条の３、第５４条の２、第５４条の４から第５４条の１０まで、第１２０条の２第１項及び第２項、第２４１条、第２４３条、第２４４条並びに第２４６条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第５２条の３第１項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第５２条の５中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目等」と、第５２条の９第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第５２条の１３中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第５４条の２第１項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」**と、「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」**と、第１２０条の２第２項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第２４１条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第２４３条第１項中「福祉用具に」とあるのは「特定介護予防	（準用） 第２６２条　第５１条、第５２条の３から第５２条の９まで、第５２条の１１から第５２条の１３まで、第５３条の３、第５４条の２、第５４条の４から第５４条の１０まで、第１２０条の２第１項及び第２項、第２４１条、第２４３条、第２４４条並びに第２４６条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第５２条の３第１項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第５２条の５中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目等」と、第５２条の９第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第５２条の１３中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第５４条の２第１項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、第１２０条の２第２項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第２４１条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第２４３条第１項中「福祉用具に」とあるのは「特定介護予防福祉用具に」と、同条第２項中「指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「指定特定介護予防福祉用

福祉用具に」と、同条第２項中「指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「指定特定介護予防福祉用具販売」と、第２４４条中「福祉用具を」とあるのは「特定介護予防福祉用具を」と、第２４６条第２項中「福祉用具の」とあるのは「特定介護予防福祉用具の」と読み替えるものとする。	具販売」と、第２４４条中「福祉用具を」とあるのは「特定介護予防福祉用具を」と、第２４６条第２項中「福祉用具の」とあるのは「特定介護予防福祉用具の」と読み替えるものとする。
附　則	附　則 （一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業に係る経過措置）
１１　第２０３条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成３６年３月３１日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第２０条の６に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項及び附則第１３項において同じ。）を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。 ⑴　機能訓練指導員　併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。 ⑵　生活相談員又は計画作成担当者　当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数	１１　平成２３年９月１日以前に法第５３条第１項の規定による指定を受けている指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「平成２３年前指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）であって、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成２３年厚生労働省令第１０６号）による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３５号。以下「指定介護予防サービス等旧基準省令」という。）第１６５条に規定する事業をいう。以下同じ。）を行う者（以下「一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所であるもの（平成２３年９月１日において、改修、改築又は増築中の平成２３年前指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、同日後に指定介護予防サービス等旧基準省令第１６７条第１項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所となるものを含む。以下「一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）については、同日以降最初の指定の更新（この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に更新を受けた指定に係るものを除く。）までの間は、次項から附則第２３項までの規定によることができる。
１２　第２２７条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成３６年３月３１日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の	１２　一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針は、各ユニット（第１５１条に規定するユニットをいう。）で利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（次項から附則第２２項までにおいて「ユニット部分」

事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。	という。）にあっては第１５２条に、それ以外の部分にあっては第１２８条に定めるところによる。
１３　第２０５条及び第２２９条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成３６年３月３１日までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。	１３　一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備に関する基準は、ユニット部分にあっては第１５３条に、それ以外の部分にあっては第１３２条に定めるところによる。ただし、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び介護材料室については、利用者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。
	１４　一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者が一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例附則第１４項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業と一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業（同項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定居宅サービス等基準条例附則第１６項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。
	１５　一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。 ⑴　事業の目的及び運営の方針 ⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容 ⑶　ユニット部分の利用定員（第１５３条第４項第２号に規定する利用定員をいう。次号において同じ。）及びそれ以外の部分の利用定員（第１３１条第１項に規定する利用定員をいう。第１２９条第１項の規定に基づき市規則で定める基準の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホーム（八王子市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

	（平成２６年八王子市条例第４４号）附則第８項に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）である場合を除く。） ⑷　ユニット部分のユニットの数及び各ユニットの利用定員（第１２９条第１項の規定に基づき市規則で定める基準の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。） ⑸　ユニット部分の利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑹　ユニット部分以外の部分の利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑺　通常の送迎の実施地域（当該一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所が通常時に指定介護予防短期入所生活介護の利用者の送迎を行う地域をいう。） ⑻　指定介護予防短期入所生活介護の利用に当たっての留意事項 ⑼　緊急時等における対応方法 ⑽　非常災害対策 ⑾　緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続 ⑿　その他運営に関する重要事項 １６　一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の勤務体制の確保等は、ユニット部分にあっては第１５６条に、それ以外の部分にあっては第１４２条において準用する第１２０条の２に定めるところによる。 １７　一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の利用料等の受領は、ユニット部分にあっては第１５７条に、それ以外の部分にあっては第１３６条に定めるところによる。 １８　一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の定員の遵守は、ユニット部分にあっては第１５８条に、それ以外の部分にあっては第１３９条に定めるところによる。 １９　一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっての留意事項は、ユニット部分については、第１６０条に定めるところによる。 ２０　一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の提供する介護は、ユニッ

	ト部分にあっては第１６１条に、それ以外の部分にあっては第１４５条に定めるところによる。 ２１　一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の提供する食事は、ユニット部分にあっては第１６２条に、それ以外の部分にあっては第１４６条に定めるところによる。 ２２　一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者のその他のサービスの提供は、ユニット部分にあっては第１６３条に、それ以外の部分にあっては第１５０条に定めるところによる。 ２３　第１３１条、第１３４条、第１３５条、第１３７条、第１３８条、第１４０条から第１４２条（第１２０条の２に係る部分を除く。）まで、第１４３条、第１４４条及び第１４７条から第１４９条までの規定は、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第１４１条第２項第２号及び第４号から第６号までの規定中「次条」とあるのは「附則第２３項において準用する次条」と、第１４４条中「第１２８条」とあるのは「附則第１２項」と、「前条」とあるのは「附則第２３項において準用する前条」と読み替えるものとする。 （一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業に係る経過措置） ２４　平成２３年９月１日以前に法第５３条第１項の規定による指定を受けている指定介護予防短期入所療養介護事業所（以下「平成２３年前指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）であって、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等旧基準省令第２１６条に規定する事業をいう。以下同じ。）を行う者（以下「一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所であるもの（平成２３年９月１日において、改修、改築又は増築中の平成２３年前指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、同日後に指定介護予防サービス等旧基準省令第２１８条第１項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所となるものを含む。以下「一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）については、同日以降最初の指定の更新（施行日の前日までの間に更新を受け

た指定に係るものを除く。）までの間は、次項から附則第３７項までの規定によることができる。

２５　一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針は、各ユニット（第１８９条に規定するユニットをいう。）で利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（次項から附則第３６項までにおいて「ユニット部分」という。）にあっては第１９０条に、それ以外の部分にあっては第１７２条に定めるところによる。

２６　一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、ユニット部分にあっては第１９１条に、それ以外の部分にあっては第１７４条に定めるところによる。ただし、診察室、機能訓練室、生活機能回復訓練室、浴室、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室については、利用者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

２７　一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例附則第２７項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業と一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業（同項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定居宅サービス等基準条例附則第２９項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

２８　一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

⑴　事業の目的及び運営の方針

⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容

⑶　ユニット部分の利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額

⑷　ユニット部分以外の部分の利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の内

	容及び利用料その他の費用の額 ⑸　通常の送迎の実施地域（当該一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所が通常時に指定介護予防短期入所療養介護の利用者の送迎を行う地域をいう。） ⑹　施設の利用に当たっての留意事項 ⑺　非常災害対策 ⑻　緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続 ⑼　その他運営に関する重要事項 ２９　一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の勤務体制の確保等は、ユニット部分にあっては第１９３条に、それ以外の部分にあっては第１８１条において準用する第１２０条の２に定めるところによる。 ３０　一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の利用料等の受領は、ユニット部分にあっては第１９４条に、それ以外の部分にあっては第１７７条に定めるところによる。 ３１　一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の定員の遵守は、ユニット部分にあっては第１９５条に、それ以外の部分にあっては第１７９条に定めるところによる。 ３２　一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針は、第１８３条に定めるところによる。 ３３　一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっての留意事項は、ユニット部分については、第１９７条に定めるところによる。 ３４　一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の提供する看護及び医学的管理の下における介護は、ユニット部分にあっては第１９８条に、それ以外の部分にあっては第１８６条に定めるところによる。 ３５　一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の提供する食事は、ユニット部分にあっては第１９９条に、それ以外の部分にあっては第１８７条に定めるところによる。 ３６　一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者のその他のサービスの提供は、ユニット部分にあっては第２００条

	に、それ以外の部分にあっては第１８８条に定めるところによる。 ３７　第１７６条、第１７８条、第１８０条、第１８１条（第１２０条の２に係る部分を除く。）、第１８２条、第１８４条及び第１８５条の規定については、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第１８０条第２項第２号及び第４号から第６号までの規定中「次条」とあるのは「附則第３７項において準用する次条」と読み替えるものとする。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。